

令和3年3月泉南市農業委員会定例会

令和3年3月9日 午後1時30分
水道庁舎 3階 会議室

・ 出席委員
(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

(推進委員)

根岸 善洋	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

・ 欠席委員

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和3年3月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員の出席についても全員出席しております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 どうも皆様、ご苦勞様でございます。ようやくコロナの2回目の緊急事態宣言が解除されたところではございますが、まだまだウイルスが蔓延っており、また変異株のウイルスも出てきていて非常に危ないという事ですので、気を付けていただきたいと思います。

また、3月に入り確定申告の時期でございます。15日迄ですので、お忘れの無いようお願いいたします。

こういう時期でございますので、できるだけ簡潔に会議を進めたいと思っておりますので、ご協力申し上げます。それでは議案に入っていきます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名人は、3番 藪内委員、4番 宮内委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、日程第2 令和3年議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号を朗読する前に、議案第9号は泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により、〇〇委員には退席していただきます。

山下委員 退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和3年議案第9号5件について朗読する。議案第9号につきまして、各地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。

N o. 1につきましては、地区委員が退席しておりますので、代わりに事務局から報告させていただきます。3月3日に〇〇委員と立会をしたところ、①、②、③番は耕運されており、④番はネギがすでに作付けされておりました。

続きましてN o. 2につきまして〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 3月3日に事務局の方と現地確認いたしました。現状はシート敷きの上に花用のマルチを敷いて、苗を植えておりました。こちらの農地は継続貸借という事ですので、使用することに当たっては問題ないものと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きましてN o. 3、4、5につきまして〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 この前、事務局の方と現地確認してまいりました。こちらは農業塾で使用しますので、なんら問題ないと思ひます。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第9号につきまして補足説明させていただきます。

N o. 1は、再設定です。前回の設定期間は平成28年3月24日から令和3年3月23日です。貸借条件等は変更ありません。

N o. 2は、〇〇内の農地です。再設定で、前回設定期間は平成28年3月15日から令和3年3月14日です。借り手は花卉栽培を行っており、当該農地は先ほど〇〇委員からご説明があったように花卉の苗を育てておりました。

N o. 3から N o. 5は、これまでは泉南農業塾の塾長である〇〇委員の名義で貸借され、泉南農業塾の学習圃場として活用されておりました。昨年11月に塾長の交代があり、また利用権の設定期間の終了に伴い、現在の塾長名義で貸借を行うものです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。

それでは質疑がないようですので、議案第9号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第9号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第10号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和3年議案第10号1件について朗読する。議案第10号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 本日、事務局の方と現地確認に行っていました。①、②、③番ともネギを耕作しておりました。問題無いと思います。以上でございます。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から補足説明させていただきます。当該農地は生産緑地となっております。借り手は、〇〇で青ネギを栽培しており、すべて〇〇〇に出荷しています。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明ならびに、私の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第10号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案10号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

- 事務局 令和3年報告第4号件について朗読する。報告第4号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。
- この農地は、遊休農地であり課税上、宅地介在田の扱いになっております。隣接する住宅開発地からの進入道路を設け、木造2階建て住居を建設するものです。汚水排水については、進入道路に公共下水管渠を布設した上、接続します。雨水排水においても、同様に道路街渠に放流します。
- 会長 ありがとうございます。
- それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 宅地介在田とはどういう事か事務局より説明をお願いします。
- 事務局 宅地介在田または介在畑の扱いですが、農地から転用された扱いになっており、本来ならば宅地や雑種地の課税を適用されますが、しかし農地転用に着手せず、現況が転用目的になっていないもので、実質的に宅地としての潜在的価値を有しており、宅地並み評価をした農地を宅地介在田または宅地介在畑といいます。
- 会長 昔、屋敷の中で自家用の野菜を作っているような所がよくありました。そういった所が、宅地介在田または宅地介在畑の扱いとなり、宅地よりも若干安いですが、宅地並みの課税となっています。
- 事務局 税金は農地に比べると高いですが、宅地と比べると安いです。
- 会長 以前そういった所で、生産緑地となっている所がありました。そうした場合は指導をしています。
- 会長 よろいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終了します。
- 会長 続きまして、令和3年報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和3年報告第5号1件について朗読する。報告第5号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。譲受人は、土木建設業を営む法人であり、現在使用している資材置場が手狭となっており申請地を譲り受けて、露天資材置場として整備するものです。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 委員さんにも確認してもらっているかとは思いますが、問題はないですか。

〇〇委員 当初は譲受人の息子さんが家を建てるという話だったのですが、最終的には譲受人が資材置場として利用するという事になりました。

会長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

副会長 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして2月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、4月8日（木）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年3月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____